

# 警 告

1 平成 年 月 日までに未払い駐車料 万円を支払って下さい。

2 期日までに申し出がない場合は、車両を放棄したとみなし廃棄物処理法第16条を適用し警察署に届け出ます。

3 届出後なお、申し出がない場合は、廃車・解体を行うものとなります。

管理会社 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_